

山地災害発生時における自動二輪車等を用いた被災状況調査等の実施に関する協定書（案）

北海道森林管理局長（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇（以下、「乙」という。）は山地災害発生時における自動二輪車又は原動機付き自動車（以下、「自動二輪車等」という。）を用いた被災状況の調査（以下、「被災状況調査」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、北海道森林管理局の所管する国有林野内（以下、「管内国有林」という。）において、山地災害や林道施設災害（以下、「山地災害等」という。）が発生した際に早期の被害状況を把握する必要があることから、車両が通行できない道路（林道を含む）や悪路を走行できる、特殊走行技能を有する者（以下、「特殊走行技能者」という。）が自動二輪車又は原動機付自転車（以下、「自動二輪車等」という。）を用いて、速やかに被災状況調査に協力するために必要な事項を定め、もって甲及び乙が連携して被害状況の迅速な把握に努めることを目的とする。

（被災状況調査の範囲）

第2条 被災状況調査を実施する範囲は、北海道森林管理局管内国有林とする。

2 甲が特に必要と判断した場合は、前項の規定する範囲外に被災状況調査の要請を行うことができるものとする。

（被災状況調査の実施内容）

第3条 甲又は、管内国有林に山地災害等が発生し、必要と認めるときは、別紙1により乙に被災状況調査を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に基づき、できる限り速やかに被災状況調査箇所へ赴き、被災状況について山地災害調査アプリ等を用いた位置情報の取得や、被災状況を撮影し、速やかに別紙2により甲に報告するものとする。

3 乙は、前項の撮影に関し必要に応じてUAVを使用するものとする。

4 乙は、現地状況により特殊走行技能者に危険が生ずるおそれがあると判断される場合には、被災状況調査を中止できるものとする。

5 乙は、前項の被災状況調査を迅速に遂行できるよう実施体制表、連絡系統図及び連絡一覧表（以下、「実施体制表等」という。）をあらかじめ作成し、甲に提出するものとする。

なお、実施体制表等に変更があった場合は都度、甲に変更した実施体制表等を提出するものとする。

6 乙が被災状況調査に使用する自動二輪車等（燃料、ヘルメット、走行に必要な装備品等一式を含む。）及び撮影機器、スマートフォン等通信機器類、UAV（以下、「資

機材等」という。)は乙が手配するものとし、日常的に必要な点検、整備及び操作訓練等を行うものとする。

- 7 第3条2項の報告にあたっては、乙は、被災状況調査終了後、甲へ速やかに記録媒体を持参又は郵送等により提出すること。

なお、提出方法は、その都度協議して定めるものとする。

(被災状況調査の実施体制等)

- 第4条 乙は被災状況調査の実施体制として、特殊走行技能者を北海道森林管理局管内の各地区(※札幌、旭川、北見、帯広、函館)に主担当者1名及び副担当者1名以上を配置するものとする。

主担当者は複数地区の兼任はできないものとするが、主担当者をほかの地区の副担当者として配置することはできる。

なお、特殊走行技能者の資格とは、一般社団法人日本モーターサイクルスポーツ協会が発給、管理する競技ライセンスであるトライアル国際A級ライセンス、トライアル国際B級ライセンス、エンデューロ国際A級ライセンス、エンデューロ国際B級ライセンス、モトクロス国際A級ライセンス、モトクロス国際B級ライセンスのいずれかをいう。

※札幌地区・・・石狩、空知、胆振東部、日高北部、日高南部森林管理署管内

旭川地区・・・留萌北部、留萌南部、上川北部、宗谷、上川中部、上川南部森林管理署及び空知森林管理署北空知支署管内

北見地区・・・網走西部、網走中部、網走南部森林管理署及び網走西部森林管理署西紋別支署管内

帯広地区・・・根釧西部、根釧東部、十勝東部、十勝西部森林管理署及び十勝西部森林管理署東大雪支署管内

函館地区・・・後志、檜山、渡島森林管理署管内

- 2 乙は、第12条によりこの協定の有効期間を引き続き1年間継続する場合、実施体制表等の見直しを行い、3月末までに甲に提出するものとする。

また、内容に変更が生じた場合にも、速やかに甲に提出するものとする。

(特殊走行技能者数及び資機材等の報告)

- 第5条 乙は、特殊走行技能者数、資格の種類、担当地区、資機材等の種類、数量及び保管場所について、協定締結後速やかに甲に報告するものとする。

- 2 乙は、第12条によりこの協定の期間を引き続き1年間継続する場合、前項で提出した内容の見直しを行い、3月末までに甲に報告するものとする。

なお、協定期間途中で内容に変更が生じた場合にも、速やかに甲に変更する事項を報告するものとする。

（訓練の実施）

第6条 甲は、乙と連携して、被災状況調査を迅速かつ円滑に実施できるように、要請・出動準備・被災状況調査方法、山地災害調査アプリの操作方法、調査結果報告の訓練を必要に応じて実施できるものとする。

（保険の加入）

第7条 乙は、被災状況調査を実施する期間において、第三者への損害、特殊走行技能者の人身傷害等にかかる保険に加入するものとし、生じた損害については乙がその費用を負担するものとする。ただし、その損害（保険等によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

また、保険の加入や更新をした際は、その契約書の写しを甲へ提出するものとする。

（損害の負担）

第8条 被災状況調査等の実施に伴い、乙の責任に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は人員若しくは資機材等に損害が生じた場合には、乙はその事実の発生後遅延なくその状況を書面により甲に報告し、その措置については協議して定めるものとする。

（契約の締結）

第9条 甲は、第3条に基づき乙に被災状況調査を要請したときは、乙と遅延なく被災状況調査に必要な委託契約等を締結するものとする。

（調査の費用）

第10条 甲は、第3条第1項に基づき乙に被災状況調査を要請し、乙が要請に基づき活動した際には、甲は乙に対し被災状況調査に必要な経費を負担するものとする。

2 乙は被災状況調査完了後、速やかに被災状況調査に要した経費を甲に報告するものとする。

（協定期間）

第11条 この協定の協定期間は、協定書の締結の日から令和9年3月31日までとする。

（協定の更新）

第12条 本協定は、期間満了1カ月前までに、甲、乙いずれからも何ら申し出がないときは、翌年度に更新されるものとし、以後も同様である。

なお、本条による協定の更新は5年を限度とする。

2 協定期間中に農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格の「役務の提供等」）の認定を失効した場合は、失効した日をもって協定を終了するものとする。

（その他）

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、それぞれ甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

北海道森林管理局長 宇野 聡夫

乙

被災状況調査要請書
(協定書第 3 条第 1 項関係)

令和 年 月 日

殿

要請者
北海道森林管理局長

「山地災害発生時における自動二輪車等を用いた被災状況調査等の実施に関する協定書」第 3 条第 1 項（確認書第 1 条第一項関係）に基づき、下記のとおり被災状況調査を要請します。

1. 連絡担当者

北海道森林管理局 治山課 ○○ ○○
TEL : ○○○-○○○-○○○○
個人 Mail : xxxxxxxxxxxxxxxx@maff. go. jp
代表 Mail : xxxxxxxxxxxxxxxx@maff. go. jp

2. 要請日時

令和○○年○○月○○日 ○○時○○分

3. 調査場所

北海道○○市町村○○ ○○国有林○○林道等
(別紙、位置図に示す調査箇所)

4. 調査内容

○○地区にて、山腹崩壊や土砂流入等により山地災害が発生したため、被災状況及び周辺林道等への通行可否について調査を要請します。

なお、協定書第 3 条 2 項に基づく調査結果については、速やかに上記 1 の連絡担当者等のメールアドレスに報告すること。

また、記録媒体がある場合は、協定書第 3 条 5 項に基づき、提出方法を協議して定めるものとする。

(担当：森林整備部 森林整備第二課 ○○係長)

(別紙2)

令和 年 月 日

北海道森林管理局長 殿

協定組織名称

協定者 代表者 氏名

山地災害発生時における自動二輪車等を用いた被災状況調査等の実施について（報告）
（協定書第3条第2項関係）

令和〇年〇月〇日付け「被災状況調査要請書」で要請のありました被害状況調査については以下のとおり実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

調査実施者 氏 名	連 絡 先 (電話番号)	調査箇所への 移動方法等	調査開始 時 間	調査終了 時 間	備 考 山地災害調査アプリ

協定事務局連絡先

担当者名：

電 話：

メール：